

学校体育実技「武道」指導資料

中学校体育 相撲指導の手引き

—安全管理・指導について—



平成25年7月

公益財団法人 日本相撲連盟

相撲の安全な指導を目指して

２００８年（平成２０年）の学習指導要領の改訂では、２０１２年（平成２４年４月）から中学校保健体育において武道が必修となり、生徒は男女問わず全員が柔道・剣道・相撲などの武道を学ぶことになった。

そこで、日本相撲連盟では、２０１０年５月に中学校相撲授業指導法研究委員会を立ち上げ、２０１２年（平成２４年）３月、「中学校体育相撲指導の手引き～武道必修化に対応した授業づくりのために～」と付属のＤＶＤを発刊した。

この手引きの基本方針は、次のとおりである。

- ①相撲を取る楽しさや喜びを味わうことができる内容にする。
- ②どこでも、誰でも、安全に、授業ができる内容にする。
- ③新学習指導要領に準拠した内容にする。

そして、特に②の方針を最重視し、相撲を専門としない体育教師であっても、安全で効果が上がり、かつ専門の施設（土俵）がなくても実施できる内容とした。

本冊子では、学校における危機管理と「中学校体育相撲指導の手引き～武道必修化に対応した授業づくりのために～」の中の安全指導について取り出し、中学校において相撲をより安全に指導できるように作成した。是非、「中学校体育相撲指導の手引き～武道必修化に対応した授業づくりのために～」と併せてご利用いただき、相撲の学習指導の一助としていただければ幸甚である。

公益財団法人 日本相撲連盟
中学校相撲授業指導法研究委員会
委員一同

目 次

はじめに	P 2
I 学校における危機管理	P 2
1 危機管理の定義	P 2
2 危機管理の必要性	P 2
3 危機管理の目的分類	P 2
4 危機管理のプロセス	P 2
5 緊急事態発生時の対応	
(1) 緊急時の基本対応	P 4
(2) 緊急連絡体制（一般例）	P 5
(3) 救急救命体制	P 6
(4) 救急連絡体制（例）	P 8
II 中学校体育相撲指導の手引きに沿って	P 9
1 安全管理のポイント	P 9
2 指導上の留意事項、学習の進め方	P 1 1
3 学習指導時案に沿って	P 1 3
(1) 「押し」「寄り」で安全に進め、十分楽しめる	
(2) 「投げ技」「ひねり技」を使って、安全に楽しめる	
(3) 指導時案における安全指導の要点	
①指導時案 1 年次	P 1 3
②指導時案 2 年次	P 1 5
③指導時案 3 年次	P 1 7
4 相撲遊び、簡易的な試合、試合についての方法と留意事項	P 1 8
5 審判法	P 1 8
6 試合時の禁止事項	P 1 9

はじめに

平成23年6月、スポーツ基本法が公布され、同年8月24日に施行された。第1条の目的に続き、第2条に基本理念8項目が示されている。その基本理念の第4項に「スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。」とあり、安全の確保については、指導者の努力義務であることが明示された。武道は、中学校の保健体育の授業で必修化となり、今まで以上に安全面が世間から注目されるようになった。そして、各種団体において、活動時における事故防止に関わるシンポジウムや検討会等が開催されている。

指導者は、「運動には怪我は付きもの」といった従来の考えから脱却し、常に生徒が安全で楽しく体育学習を行うことができるように指導法を研究し、施設・設備・用具の安全管理に努め、生徒の健康状態、そして、怪我、事故が起こったときの対応を把握し、指導に当たることが責務であると考えている。

I 学校における危機管理

1 危機管理の定義

生徒や教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること
※「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月文部科学省から

2 危機管理の必要性

学校は、生徒が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。

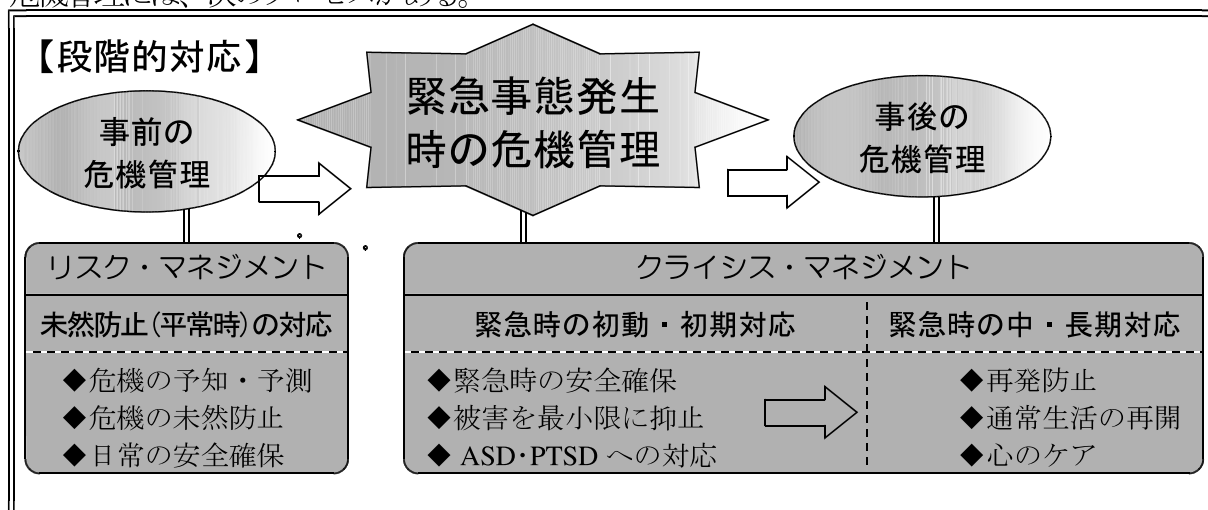
事件・事故災害は、いつ、どこで、誰に起きうるかを予想することが困難な場合がある。しかし、対策が無いわけではない。適切な対策をとることによって、危機的状況の発生を防止したり発生時の被害を低減したりすることも可能になる。適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが、全ての学校において緊急かつ重要な課題である。

3 危機管理の目的分類

- (1) 生徒と教職員の生命を守ること
 - (2) 生徒と教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
 - (3) 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること
- (出典 「危機管理の法律常識」 菱村幸彦編教育開発研究)

4 危機管理のプロセス

危機管理には、次のプロセスがある。



※ ASD：急性ストレス障害 PTSD：心的外傷後ストレス障害

(1) リスク・マネジメント（危機がなるべく起こらないように対処する活動）

①危機の予知・予測

- 過去に発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。
- 生徒や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。

②危機の未然防止や日常の安全確保に向けた取組

- 日ごろから、一人一人の生徒への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練等により、未然防止に向けた取組を行う。
- 生徒、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。
- 保護者や地域住民、関係機関・団体と連携を図り、学校独自の危機管理体制を構築する。

(2) クライシス・マネジメント（危機的な状況が発生した後の活動）

①緊急事態発生時の対応（初動・初期対応）

- 緊急事態が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対処し、児童生徒、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。

②事後の危機管理（中・長期対応）

- 事態が収拾した直後から、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。
- 事件・事故災害発生時の対応を事態収拾後に総括し、教育再開の準備や再発防止対策、心のケアなど必要な対策を講じる。
- 未然防止の取組について定期的に評価・改善し、日々の教育活動の充実に努める。

5 緊急事態発生時の対応

(1) 緊急時の基本対応

留意点	① 危機に即応できるよう、事故発生時の初動対応について明確にする。 ② 緊急事案に即応する校内組織（危機管理委員会等）を整え、役割分担を明らかにする。 ③ 緊急時の連絡体制（保護者、関係機関、教育委員会）を明確にする。																				
事案発生時基本的対応	ポイント1 事案発生時の基本的対応について共通理解する。 □生徒を守るためには、事案発生直後の初動対応が何より重要であり、管理職を中心として迅速・的確な意思決定が求められる。 □以下に、初動対応のポイントについてまとめる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>取組内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職への報告と最新情報入手</td><td> □ 5 W 1 H に基づきメモを取り、校長(管理職)へ情報を集約。 「WHAT 何が起きた」 「WHO 関係者は」 「WHEN いつ」 「WHERE どこで」 「WHY なぜ」(発生直後は、原因等は分からないことが多い) 「HOW どのように、どうした、現状は、学校の対応は」 □校長(管理職)は、現場を確認し、必要に応じ現場を保存。 □校外での事案は、生徒指導主任等を派遣し、現場での情報確認や目撃生徒の有無等を確認。地元警察・消防・教育委員会からも最新情報を入手。 □時系列での記録開始と最新情報把握。過去の記録も確認。 </td></tr> <tr> <td>緊急支援要請等</td><td> □重大事案発生時は、警察、教育委員会等へ支援を要請。 □傷病者がいる場合は、生命の安全を最優先し、できる限りの応急措置、救急救命措置を施すとともに、救急車出動を要請。 </td></tr> <tr> <td>緊急招集 緊急会議 役割分担</td><td> □校長(管理職)は、教職員を緊急招集し、以下を指示する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A 役割分担</td><td>□教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。</td></tr> <tr> <td>B 生徒への連絡</td><td>□緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。</td></tr> <tr> <td>C 保護者への連絡</td><td>□関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。</td></tr> <tr> <td>D 教育委員会報告</td><td>□簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。</td></tr> <tr> <td>E 関係機関等と連携</td><td>□P T A役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。</td></tr> <tr> <td>F 報道対応窓口決定</td><td>□報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応班」が活動開始。 □重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	項目	取組内容	管理職への報告と最新情報入手	□ 5 W 1 H に基づきメモを取り、校長(管理職)へ情報を集約。 「WHAT 何が起きた」 「WHO 関係者は」 「WHEN いつ」 「WHERE どこで」 「WHY なぜ」(発生直後は、原因等は分からないことが多い) 「HOW どのように、どうした、現状は、学校の対応は」 □校長(管理職)は、現場を確認し、必要に応じ現場を保存。 □校外での事案は、生徒指導主任等を派遣し、現場での情報確認や目撃生徒の有無等を確認。地元警察・消防・教育委員会からも最新情報を入手。 □時系列での記録開始と最新情報把握。過去の記録も確認。	緊急支援要請等	□重大事案発生時は、警察、教育委員会等へ支援を要請。 □傷病者がいる場合は、生命の安全を最優先し、できる限りの応急措置、救急救命措置を施すとともに、救急車出動を要請。	緊急招集 緊急会議 役割分担	□校長(管理職)は、教職員を緊急招集し、以下を指示する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A 役割分担</td><td>□教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。</td></tr> <tr> <td>B 生徒への連絡</td><td>□緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。</td></tr> <tr> <td>C 保護者への連絡</td><td>□関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。</td></tr> <tr> <td>D 教育委員会報告</td><td>□簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。</td></tr> <tr> <td>E 関係機関等と連携</td><td>□P T A役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。</td></tr> <tr> <td>F 報道対応窓口決定</td><td>□報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応班」が活動開始。 □重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。</td></tr> </tbody> </table>	A 役割分担	□教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。	B 生徒への連絡	□緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。	C 保護者への連絡	□関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。	D 教育委員会報告	□簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。	E 関係機関等と連携	□P T A役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。	F 報道対応窓口決定	□報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応班」が活動開始。 □重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。
項目	取組内容																				
管理職への報告と最新情報入手	□ 5 W 1 H に基づきメモを取り、校長(管理職)へ情報を集約。 「WHAT 何が起きた」 「WHO 関係者は」 「WHEN いつ」 「WHERE どこで」 「WHY なぜ」(発生直後は、原因等は分からないことが多い) 「HOW どのように、どうした、現状は、学校の対応は」 □校長(管理職)は、現場を確認し、必要に応じ現場を保存。 □校外での事案は、生徒指導主任等を派遣し、現場での情報確認や目撃生徒の有無等を確認。地元警察・消防・教育委員会からも最新情報を入手。 □時系列での記録開始と最新情報把握。過去の記録も確認。																				
緊急支援要請等	□重大事案発生時は、警察、教育委員会等へ支援を要請。 □傷病者がいる場合は、生命の安全を最優先し、できる限りの応急措置、救急救命措置を施すとともに、救急車出動を要請。																				
緊急招集 緊急会議 役割分担	□校長(管理職)は、教職員を緊急招集し、以下を指示する。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A 役割分担</td><td>□教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。</td></tr> <tr> <td>B 生徒への連絡</td><td>□緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。</td></tr> <tr> <td>C 保護者への連絡</td><td>□関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。</td></tr> <tr> <td>D 教育委員会報告</td><td>□簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。</td></tr> <tr> <td>E 関係機関等と連携</td><td>□P T A役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。</td></tr> <tr> <td>F 報道対応窓口決定</td><td>□報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応班」が活動開始。 □重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。</td></tr> </tbody> </table>	A 役割分担	□教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。	B 生徒への連絡	□緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。	C 保護者への連絡	□関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。	D 教育委員会報告	□簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。	E 関係機関等と連携	□P T A役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。	F 報道対応窓口決定	□報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応班」が活動開始。 □重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。								
A 役割分担	□教職員への連絡と、役割分担の指示。 守秘義務の遵守を確認。																				
B 生徒への連絡	□緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。																				
C 保護者への連絡	□関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 □事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。																				
D 教育委員会報告	□簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。																				
E 関係機関等と連携	□P T A役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 □警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。																				
F 報道対応窓口決定	□報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応班」が活動開始。 □重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。																				

緊急事態発生時の対応フロー

発見者担当者 (発見者担当者) → **担架救急箱** (担架救急箱) → **職員(教務)室教員(内線〇〇) 養護教諭(内線〇〇)** (職員(教務)室教員(内線〇〇) 養護教諭(内線〇〇))

発見者担当者 → **校長(内線〇〇) ※携帯番号** (校長(内線〇〇) ※携帯番号)

発見者担当者 → **教頭(内線〇〇) 事務長(内線〇〇) ※携帯番号** (教頭(内線〇〇) 事務長(内線〇〇) ※携帯番号)

職員(教務)室教員(内線〇〇) 養護教諭(内線〇〇) → **警察 110** (警察 110)

職員(教務)室教員(内線〇〇) 養護教諭(内線〇〇) → **消防車 救急車 119** (消防車 救急車 119)

職員(教務)室教員(内線〇〇) 養護教諭(内線〇〇) → **医療機関** (医療機関)

職員(教務)室教員(内線〇〇) 養護教諭(内線〇〇) → **学級担任 学年主任** (学級担任 学年主任)

校長(内線〇〇) ※携帯番号 → **教務主任 生指主任 保体主任 進路主任 保健主事 安全係 防災係** (教務主任 生指主任 保体主任 進路主任 保健主事 安全係 防災係)

教頭(内線〇〇) 事務長(内線〇〇) ※携帯番号 → **教務主任 生指主任 保体主任 進路主任 保健主事 安全係 防災係** (教務主任 生指主任 保体主任 進路主任 保健主事 安全係 防災係)

教務主任 生指主任 保体主任 進路主任 保健主事 安全係 防災係 → **学級担任 学年主任** (学級担任 学年主任)

学級担任 学年主任 → **保護者 (保証人)** (保護者 (保証人))

学級担任 学年主任 → **医療機関** (医療機関)

保護者 (保証人) → **医療機関** (医療機関)

校長(内線〇〇) ※携帯番号 → **PTA会長** (PTA会長)

校長(内線〇〇) ※携帯番号 → **区市町村教育委員会** (区市町村教育委員会)

校長(内線〇〇) ※携帯番号 → **校長会** (校長会)

校長(内線〇〇) ※携帯番号 → **全教職員** (全教職員)

校長(内線〇〇) ※携帯番号 → **生徒・保護者** (生徒・保護者)

校長(内線〇〇) ※携帯番号 → **警察・裁判所** (警察・裁判所)

校長(内線〇〇) ※携帯番号 → **マスコミ** (マスコミ)

速報 (速報) ■「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、どうした、現状はどう、学校の対処は、詳細は後刻」。指示を受ける。

続報 (続報) ■事実経過及び学校の対処を報告する。指示を受ける。

事実関係説明、役割分担指示 (事実関係説明、役割分担指示)

事故被害生徒・保護者対応、生徒集会(全校・学年)、保護者説明会 (事故被害生徒・保護者対応、生徒集会(全校・学年)、保護者説明会)

必要に応じて協力要請、補償 (必要に応じて協力要請、補償)

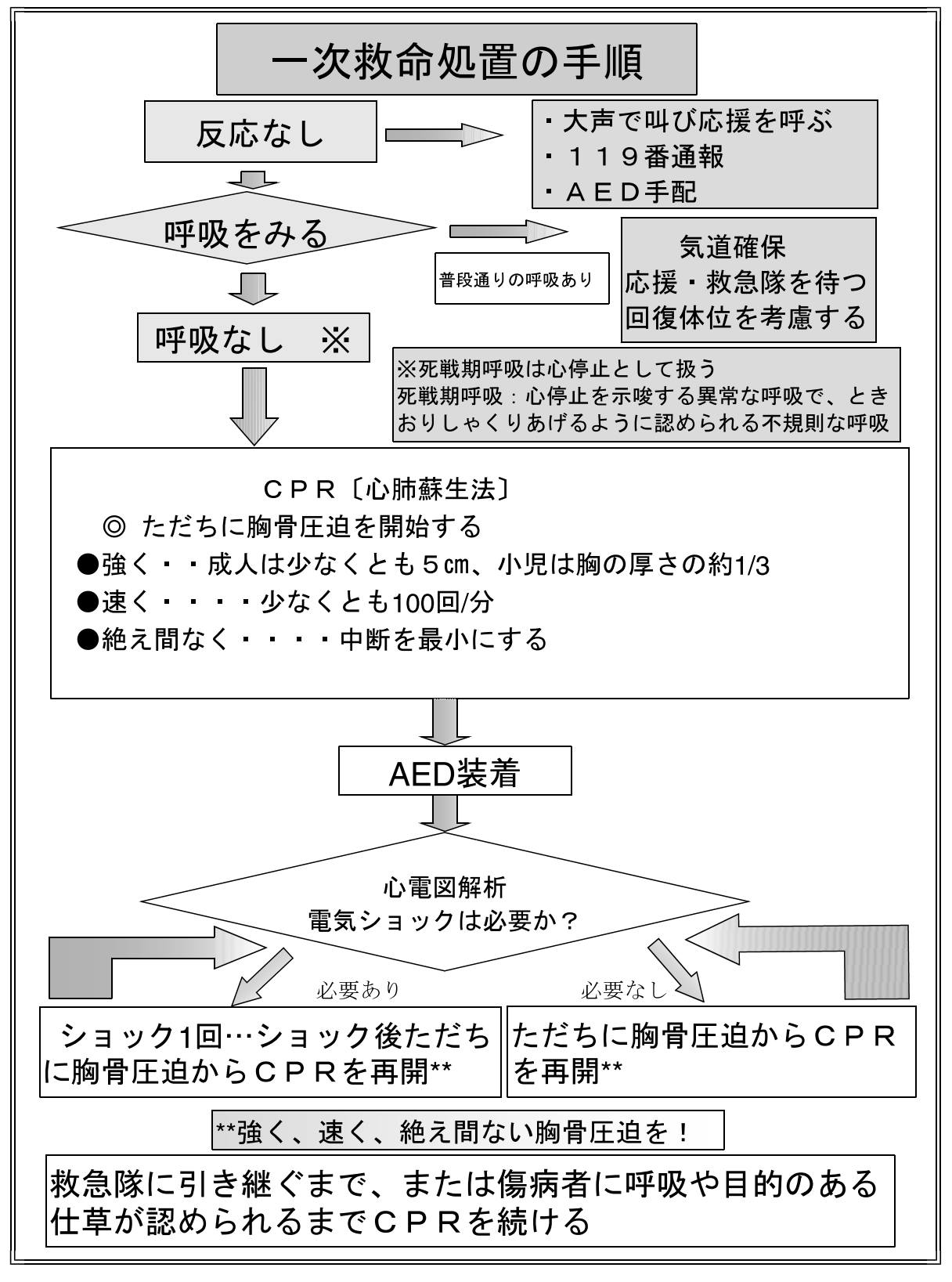
広報体制の設置指示、窓口対応 (広報体制の設置指示、窓口対応)

(3) 救急救命体制

留意点	① 緊急時には傷病者が発生する可能性も高い。このため、医療機関の連絡先、事案発生時の救急車要請基準や、医療機関に引き継ぐまでの手順等について明確にする。 ② 障害のある生徒や生活管理を必要とする生徒への配慮が必要である。 ③ 教職員が一次救命処置を理解し、対応できるようにすることが望まれる。
救急救命の手順等	ポイント1 救急時の対応を理解する。 ☐ 既往症等により生活管理の必要な生徒を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認する。 ☐ 傷病者の生命を第一に考え、救急車の要請の手順を明確にする。 ☐ 意識がない場合、出血がある場合などの症状に応じた応急手当の研修を実施する。 ☐ 心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが必要である。 ポイント2 救急対応の手順は、以下である。 ① 発生した事故災害の状況把握 ② 傷病者の症状の確認 ・ 出血 ・ 意識 ・ 呼吸 ・ 脈拍 ・ 傷 ・ 骨折 ・ その他の症状等 ③ 心肺蘇生法などの応急手当（現場で直ちに） ④ AEDの手配など、協力要請や指示 ⑤ 必要と判断したら、速やかに119番通報（救急車要請） ⑥ 管理職、養護教諭と保護者へ連絡し、協力を仰ぐ ⑦ 救急車に教職員が2人同伴する。携帯及び充電器所持のこと ⑧ 担当者を決め、詳細な記録を取る ポイント3 緊急時に備え、以下のような救急車の要請基準を明確にしておく。 ・ 意識喪失を伴うもの ・ ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等） ・ 痙攣が持続するもの ・ 多量の出血を伴うもの ・ 骨の変化が見られるもの ・ 大きな開放創（開いた傷）をもつもの ・ 広範囲の火傷 など
障害児児童等への支援	ポイント4 障害のある生徒や生活管理の必要な生徒のプライバシーの保護と、支援体制の整備が必要である。 ☐ 保護者、医師等との密接な連携を図り、共通理解を図り、プライバシーの保護に取り組む。 ☐ 緊急時に備え、医療機関等との連絡体制や支援体制を整備する。 ☐ あらかじめ救急対応について、医師から指示を受けておく。

ポイント5

教職員は、心肺蘇生法及びAED（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが望まれる。（少なくとも3年に1回は、実技講習を受講する。）



(4) 救急連絡体制 (例)

①救急車の要請

- ・〇〇消防署 □□-0119(または119)
- ・〇〇警察署 □□-0110(または110)

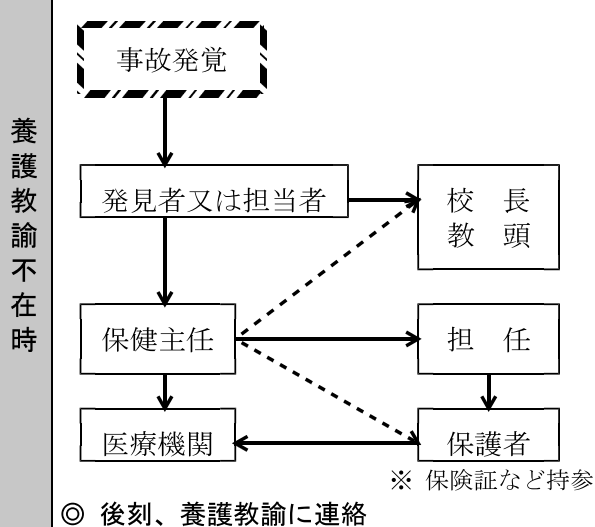
救急車要請基準

- ・心停止、呼吸停止の状態
- ・意識喪失を伴う状態
- ・ショック症状 (蒼白・脱力感・脈異常・冷汗・あくび等)
- ・けいれんが持続する状態
- ・激痛が持続する状態
- ・多量の出血や骨の変形を伴う状態
- ・大きな開放創をもつ状態
- ・広範囲に火傷を受けた状態 等

救急車への通報事項

- ①目的地 学校住所 〇〇市…
(学校名) 〇〇〇中学校 正門に
- ②だれが 氏名 〇〇〇〇
男子 〇歳(〇年生)
- ③どこで 体育館で
- ④どこを 頭を強く打って
- ⑤どうした 意識がない
- ⑥通報者名 自身の名前を

②養護教諭不在時の対応



※ タクシー連絡先等も記載するとよい

③医療機関

★ 本校学校医

診療科目	病 院 名	電話番号	診 療 時 間
内 科	★〇〇内科	□□-△△△△	8:30～12:00 14:00～18:00 〔木pm・日祭休診〕
	〇〇〇医院	□□-△△△△	9:00～12:50 14:00～17:50 〔木pm・日祭休診 土17:00迄〕
歯 科	★〇〇歯科	□□-△△△△	9:30～12:30 14:00～18:00 〔木am・土pm・日祭休診〕
耳鼻咽喉科	★〇〇耳鼻咽喉科	□□-△△△△	8:30～12:00 14:00～18:00 〔木pm・日祭休診 土16:00迄〕
眼 科	★〇〇病院	□□-△△△△	8:30～10:00 〔担当 火・木・金〕
脳神経外科	〇〇病院	□□-△△△△	8:30～11:45 14:00～18:00 〔火・金のみ〕
整形外科	〇〇整形	□□-△△△△	8:30～12:30 14:00～18:00 〔土pm・日祭休診〕
総合病院	〇〇〇中央病院	□□-△△△△	8:30～11:00 〔内・児・脳・整・外・婦・耳・目・泌〕
休 日 夜 間	休日夜間診療所	□□-△△△△	休日 9:00～16:00 夜間 19:00～21:20

参考・引用文献 学校危機管理マニュアル作成の手引き P1・2・22・25・39・40・41
(一部改訂) 長野県教育委員会